



福島医発第 1312 号(地)
令和 3 年 7 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり周知依頼がありました。

本改正により、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者で海外渡航等の事情により予防接種証明書を求めるものに対して、予防接種を実施した市町村長（特別区の区長を含む）は予防接種証明書を交付することとされました。予防接種証明書には、予防接種を受けた者の氏名、生年月日、国籍、旅券番号、予防接種に関する情報（予防接種を受けた日、接種回数、予防接種に使用されたワクチンに係る製造販売業者の名称、製品名及び製造番号、予防接種を受けた国）等が記載されます（英語・日本語併記）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正は令和 3 年 7 月 26 日（月）より施行されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和3年7月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より、標記の通知について、各都道府県知事等宛てに通知した旨、
本会宛て情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正により、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者で海外渡航等
の事情により予防接種証明書を求めるものに対して、予防接種を実施した市町村長
(特別区の区長を含む)は予防接種証明書を交付することとされました。

予防接種証明書には、予防接種を受けた者の氏名、生年月日、国籍、旅券番号、予
防接種に関する情報(予防接種を受けた日、接種回数、予防接種に使用されたワクチ
ンに係る製造販売業者の名称、製品名及び製造番号、予防接種を受けた国)等が記載
されます(英語・日本語併記)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及
び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本改正は令和3年7月26日(月)より施行されます。

健 発 0712 第 2 号
令 和 3 年 7 月 12 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第122号）が本日、別紙のとおり公布され、本年7月26日（月）に施行されます。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 0712 第 1 号
令 和 3 年 7 月 12 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第122号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行った市町村長(特別区の区長を含む。)は、予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情により、予防接種証明書を求めるものに対して、予防接種証明書を交付することとする。
- ・ 予防接種証明書には、予防接種を受けた者の氏名、生年月日、国籍、旅券番号、予防接種に関する情報（予防接種を受けた日、接種回数、予防接種に使用されたワクチンに係る製造販売業者の名称、製品名及び製造番号、予防接種を受けた国）等を記載することとする（英語・日本語併記）。

第二 施行期日

令和3年7月26日（月）

○厚生労働省令第百二十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

（傍線部分は改正部分）

附則	改 正 後
第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。	
2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。	
（新設） 附則	改 正 前

この省令は、
附則
令和三年七月二十六日から施行する。

様式第三（附則第十八条の二関係）

様式第二の次に次の二様式を加える。

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)(別姓) 名(別名)

[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍 [Nationality]

旅券番号[Passport Number]

1回目接種[First Dose]

2回目接種[Second Dose]

ワクチンの種類 [Vaccine Type]

ワクチンの種類 [Vaccine Type]

メーカー [Manufacturer]

メーカー [Manufacturer]

製品名 [Product Name]

製品名 [Product Name]

製造番号 [Lot Number]

製造番号 [Lot Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)

接種国 [Country of Vaccination]

接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者[Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること